

平成 22 年 9 月 21 日

佐賀県土地家屋調査士会  
会員 原田 信介 殿

佐賀県土地家屋調査士会  
副会長 平野 実

件名：測量会社の従業員を土地家屋調査士の補助者として登録する場合

の身分ほかについての回答書

1、お尋ね文書についての回答

- (1) については、土地家屋調査士の補助者登録があれば、常勤・非常勤雇用は可能である。
- (2) 土地家屋調査士の常勤雇用ではないので、補助者の雇用形態については何等規制はありません。
- (3) 第三者に対し、測量会社の仕事をしているとか土地家屋調査士の仕事をしているとか区別認識させる必要はない。  
ただし、利害関係者に対しては事前に説明し測量を開始しており、土地家屋調査士の補助者としては名札を付け、補助者証を携帯して作業をしており問題はないと思う。

2、本会からのお願い

役員は土地家屋調査士の仕事とあわせ会務運営の仕事もしており、多忙を極めており、また事務局も一般会員への対応等で忙しい状況です。このような内容の質問を再三された場合、一般会員に対しては非常にマイナスです。今後、自粛されるようお願い致します。

以上。

平成 22 年 9 月 6 日

佐賀県土地家屋調査士会

会長 水竹亦雄 殿

土地家屋調査士

会員名 原田信介

件名： 測量会社の従業員を土地家屋調査士の補助者

として登録する場合の補助者の身分ほかについての件。

1、内容

- 1.測量会社の従業員を土地家屋調査士の補助者として登録する場合、土地家屋調査士が補助者を常勤雇用しなければならないのか、又は日々雇用で良いかについての件。
- 2.補助者を常勤で雇用しなければならないとなった場合は、補助者に雇用保険、源泉徴収票交付等の問題が生じ、測量会社の勤務時間との競合、最低賃金等の問題についての問題点についての件。
- 3.補助者の現地での測量補助行為が土地家屋調査士の補助者としての行為なのか、又は測量会社の従業員としての測量行為であるかの判断が一般国民が見た場合に区別が解らないものと思われられるので明確に判断出来るようにしなければ、測量士が不動産の表示に係る調査・測量しているものと誤認され昭和 57 年 9 月 27 日民三第 6010 号民事局長回答のとおり土地家屋調査士法に抵触する可能性についての件。

2、添付資料

別紙のとおり



添付ファイルの最適化 有効 NXPowerLite 設定

このメッセージの状況：フラグが付いています

送信者： 佐賀県土地家屋調査士会

日時： 2010年9月21日 9:51

宛先： 原田 信介

件名： 質問事項に対する本会の回答

添付： 原田会員への回答2299.doc (28.7 KB) 原田会員への回答2296.doc (30.7 KB) 原田会員への回答H229.10.doc (28.7 KB)

原田信介調査士様へ

お疲れ様です。

質問事項を3通いただいておりますので

回答を送信致します。

よろしくお願い致します。

-----  
佐賀県土地家屋調査士会

〒840-0041

佐賀市城内二丁目11番10-1号

TEL：0952-24-6356

FAX：0952-24-6349

Eメール：sagaty@po.bunbun.ne.jp  
-----